

関自貨2第614号

免 許 状

福生産業有限会社

昭和62年5月26日及び昭和63年4月1日付けで申請のあった一般区

域貨物自動車運送事業の経営を、次の条件を付し、下記のとおり免許する。

運輸開始は、免許の日から4か月以内に行わなければならない。

1 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ、事業計画又は事業施

設概要書の記載内容を変更してはならない。

2 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険の上積みである責任保険

又は責任共済に加入しなければならない。

3 車体に「限定」の表示の次に(廃棄物)と併記すること。

記

1 事業区域は、東京都とする。

2 業務の範囲は、廃棄物の運送に限る。

昭和63年5月10日

関東運輸局長 辻 宏邦

